

総合化事業計画の認定を毎月化します

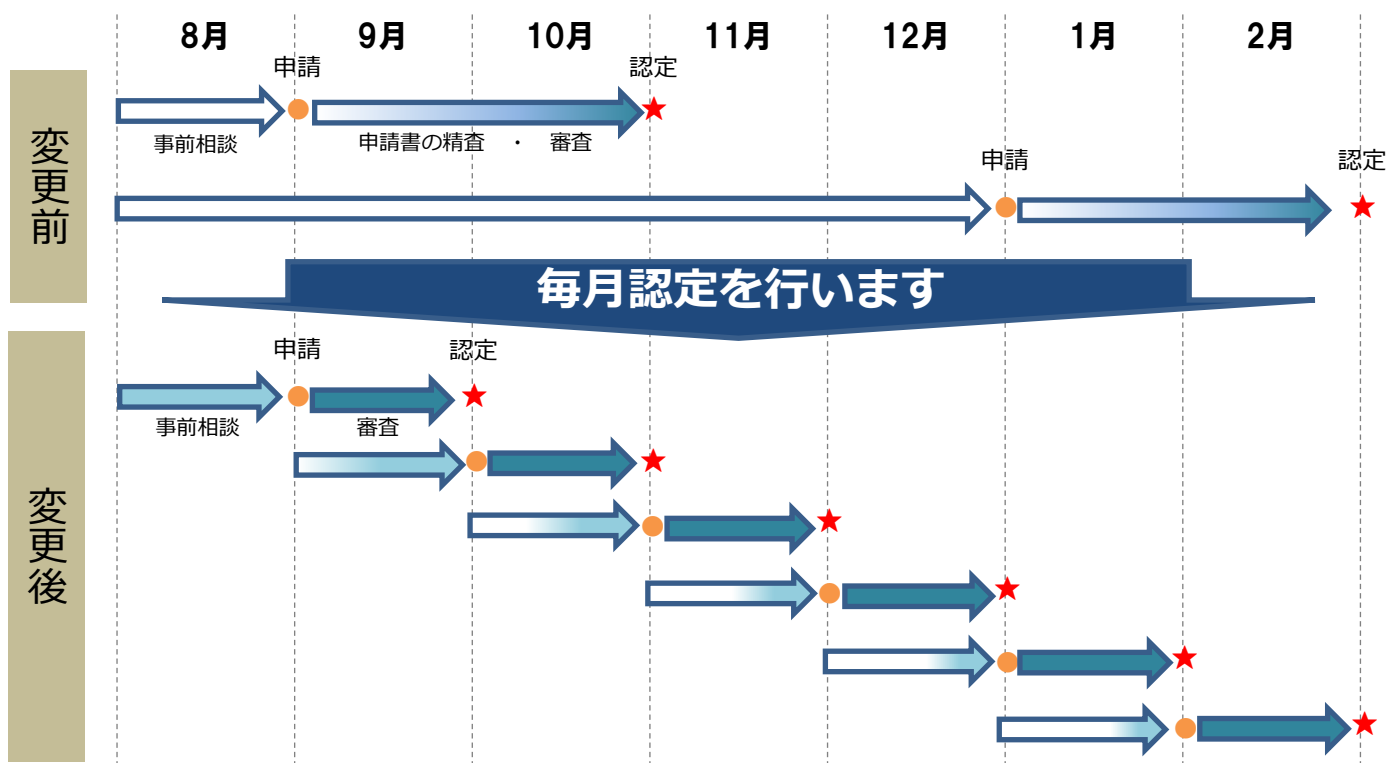
～事業計画作成のガイドラインも御活用ください～

六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画の認定は、これまで年3回（5月、10月、2月）行ってきたところです。しかしながら、6次産業化に取り組む事業者の皆様から、認定を前提にした措置の活用を迅速に行いたい、認定を受けたいと思ったときに受けたいなどの声が寄せられたところです。

このため、今般、このような皆様の声に応え、総合化事業計画の認定を毎月行うこととしました。（毎月末までに申請を受け付け、その翌月末までに認定の可否を決定します。）

また、事業計画の作成の参考として、ガイドラインもございますので、ぜひ御活用ください。

（注）酒造や鉱工業品の生産等を行う総合化事業については、認定に当たり、農林水産大臣以外の大臣との協議が必要であるため、申請の翌々月末までに認定の可否を決定します。



◇ 総合化事業計画作成のためのガイドラインはこちら

⇒ http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/sinsei/pdf/2706_sougouka_guide.pdf
※お近くの地方農政局や支局でもお配りしています。

◇ 6次産業化サポートセンターの連絡先はこちら

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/jinzai/index1.html>
6次産業化プランナーのアドバイスを利用することができます。
お近くの地方農政局や支局にもお問い合わせください。